

令和4年度調布飛行場諸課題検討協議会（第1回）開催結果概要

1 諸課題検討協議会の開催概要

- 開催日時：令和4年5月18日（水） 午後3時から
- 出席職員：東京都港湾局離島港湾部、三鷹市、府中市、調布市（全て部長級以下）
- 当日議題：【協議】調布飛行場諸課題検討協議会要綱の改正
 【報告】東京都における安全対策及び管理運営に係る改善・強化の履行状況
 【協議】自家用機分散移転の取組
 【協議】時間外飛行予定等の情報提供の拡充
 【協議】飛行ルートへの順守、騒音軽減
 その他

※下線部の議題に関する結果概要は2以降を参照

2 【報告】東京都における安全対策及び管理運営に係る履改善・強化の履行状況

- 各項目に関する取組状況の詳細は、【別紙】のとおり。
- 安全指針を見直し、「安全対策の進化」を掲げる中で、取組の徹底を推進
- 平成27年7月の小型航空機墜落事故を風化させない取組を継続
- 取組が遅れている自家用機の分散移転は、施設整備や分散移転検討会等を通じた取組を継続

「自家用機分散移転」「飛行予定等の情報提供」「飛行ルート、騒音軽減」は、個別の協議事項において、確認等を実施

3 【協議】自家用機分散移転の取組

【大島空港における給油施設等の整備】

- 格納庫は令和3年6月完成
- 給油施設等の整備は、これまでも進捗の遅れがある中、令和3年12月の入札不調により、さらに遅延
- 令和4年度の再発注に向け、予算確保等を実施（今後のスケジュール（最短）は、以下のとおり）

<自家用機数の推移>

H4.7.1（国→都へ管理引継時）	：35機
H27.7.26（墜落事故発生時）	：22機
H28.4.1（墜落事故発生後）	：19機
H30.7.1（前回四者協開催時）	：17機

時期	内容
令和4年5月	給油施設等の整備に係る予算の確保
令和4年5月～6月	工事契約に係る設計及び積算の実施
令和4年6月上旬～10月	工事契約手続
令和4年10月頃	施設整備工事着手
令和5年12月頃	給油施設等のしゅん工

【分散移転に向けた検討・調整】

- 自家用機団体等との協議において、課題等を確認しつつ、大島空港への移転に向けた調整を継続的に実施中
 ※主な課題は、移転に伴う金銭的負担の軽減、移転に伴うメリットの創出等
- 分散移転の対象は17機であることを改めて確認
- 分散移転を実現するため、課題解決に向けてあらゆる方策を検討し、取組を推進
 ※給油施設等が整った段階での移転の実現に向けて、今後の調整を実施

4 【協議】時間外飛行予定等の情報提供の拡充

- 時間外飛行については、事前の許可申請に基づき聞き取り調査を実施（行先・必要時間・発注元など）
 ※公共以外の発注では時間外飛行申請の却下実績あり
- 令和3年度の時間外飛行実績は127回（自家用機の時間外飛行は認めていない）

- ・調布飛行場運営要綱第15条及び第16条において規定
- ・飛行目的等により、日の出～8:30、日の出～10:00
 7:30～8:30、8:30～10:00
 17:00～日没、18:00～日没を規定

時間外飛行に関する提供情報の拡充について、地元市との協議・検討を実施

5 【協議】飛行ルートへの順守、騒音軽減

【飛行ルートへの順守】

- 飛行ルートに関する規定（離陸後の飛行ルート）は、地元市との調整を経て、平成9年に整理
- 一般的に有視界飛行に関する規定はないが、調布飛行場の場合は騒音分散の観点からルールを規定
- 飛行ルートに関する指導対象となる事案は、個別指導と併せ、運行担当者会議で共有

- <飛行ルート>
- ・調布飛行場運用規程第7条第4項において規定
 ※離陸後の変針位置を指定（滑走路の南北で設定）

【騒音軽減の取組】

- 機体性能及び安全性を確認したうえで、離陸後に従来よりも早く高度を上げることによる騒音軽減対策を新たに実施（新中央航空から取組を開始し、他事業者にも取組拡大）
- 回転翼機に関する騒音軽減について、事業者からの提案も含めた対応を実施

- ・目視以外での飛行ルートの確認について、GPSの設置は困難
- ・飛行経路を客観的に把握するため、航空機から発信される電波を受信する方法など具体的な検討を開始

6 その他

【外部監査の結果報告】

- 外部監査は年1回実施（調布飛行場運営要綱の規定に基づく事務執行の確認）
 ※監査員（令和3年9月実施）は、航空関係の大学教員及び研究機関職員の2人体制
- 監査結果の概要については、実施後に3市に対して情報提供を実施

【定期的な情報共有の場の確保】

- 東京都と地元3市による、調布飛行場関連の取組状況の確認や情報共有を図る場として、諸課題検討協議会を毎年度に開催することを確認
- 上記とは別に、実務担当者による打合せ等を実施することを確認

【議会対応】

- 調布飛行場に関する各市での議会対応に当たっては、これまで通り、東京都が協力することを確認

東京都における改善・強化の履行状況【令和元年7月 四者協での確認事項】

凡例 ○：履行済・履行中 △：要改善 ×：遅れ

項目	履行状況	実施状況
【管理運営の一層の適正化】		
① 飛行実態と合った目的が記載されるよう空港使用届出書の様式の改善による飛行目的の明確化	○	空港使用届出書に、「飛行目的コード」の項目を追加 (H30.7～) 調布飛行場運営要綱改正 (H30.7)
② 自家用機の飛行場使用に当たり事前登録した操縦者、搭乗者の本人確認を含む飛行目的の確認の徹底及び飛行目的に合った搭乗者の制限	○	操縦者・搭乗者(搭乗者は自家用機のみ)の事前登録を実施中 (H30.7～) 調布飛行場運営要綱改正 (H30.7)
③ 自家用機の操縦者は、空港使用の度に、出発前確認と同時に、遊覧飛行等を行わない旨宣誓・署名	○	新たに、調布飛行場運営要綱に第6号様式「操縦者の出発前確認事項等の確認書及び宣誓書」を規定し、操縦者による署名を実施中 (H30.7～) 調布飛行場運営要綱改正 (H30.7)
④ 自家用機の最大限の削減を図るため、移転先として都営大島空港の施設整備を進めるとともに、「調布飛行場分散移転推進検討会」を設置・開催し、他空港への移転を継続的に働きかけ	×	大島空港に格納庫(最大4機分)を整備 (R3.6)、給油施設等の整備工事の不調 (R3.12) 分散移転推進検討会の継続実施 (H30.7～R4.2までに9回開催)
⑤ 調布飛行場を利用する航空機の飛行の予定や実績などの情報提供を実施	○	フェイスブックで翌日の飛行予定回数を公表 (H30.2～) 四半期ごとの飛行実績の情報提供 (H9.4～)
【安全対策の強化】		
① 操縦者、整備士、運航管理者等の安全講習会等の受講を義務化	○	操縦者、整備士、運航管理者等が、毎年「小型航空機の安全対策」等に関する講習会を受講していることを確認 (H30.7～) 調布飛行場運営要綱改正 (H30.7)
② 自家用機の操縦者(機長)による出発前確認の徹底と新たに配置した航空機専門員による二重チェック	○	離陸重量及び重心位置・着陸重量及び重心位置、必要滑走距離等について、自家用機の操縦者(機長)による出発前確認に加え、航空機専門員(元航空局航空機検査官)による確認を実施中 (H30.10～)
③ 滑走路の運用に関する調布ルールを導入	○	自家用機については離陸重量に対する必要滑走距離の算出に当たり、調布飛行場の滑走路800mよりも5%少ない760m以下とし、厳しく設定 (H30.7)
④ 滑走路を最大限に利用するための改良工事を実施	○	800mの滑走路の全てを離陸時の滑走で使用できるように、従来の滑走路の両端部に進入路を増設 (R3.2)
【万が一の事故発生の際の被害者支援の仕組みの構築】		
① 都営空港を離着陸する航空機が都内に墜落した際、住宅に被害を受けた住民に対して住宅の建替えなどに必要な資金を再調達価額まで速やかに支給する生活再建支援制度を構築	○	都営空港条例に生活再建支援措置の規定追加(条例改正) (R30.8) ※着陸料について、1回当たり300円増額 都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則 (R30.8)
② 自家用機所有者等に対し、航空機保険の第三者賠償責任保険の加入を義務化	○	調布飛行場を使用する場合は、毎年度の航空機登録時に、航空機保険証券の写しを提出 調布飛行場運営要綱改正 (H30.7)
③ 「緊急時対応責任者」の設置及び責務の明確化	○	事故等の緊急時に被害者への対応等の責務を遂行する者を事前に登録年1回、安全啓発講習会と併せて緊急時対応責任者との打合せを実施 調布飛行場運営要綱改正 (H30.7)
④ 「調布飛行場航空機事故等対応マニュアル」の策定・運用	○	「調布飛行場航空機事故等対応マニュアル」を策定 (H29.12) 毎年度のマニュアルに基づく訓練の実施及び随時の改定を実施
<取組の実効性確保>		
1. 調布飛行場に係る管理運営業務の適正の確保及び航空機の運航の安全性の向上に寄与することを目的として、第三者による外部監査等を毎年度実施	○	年1回の外部監査(航空機の運航や航空保安業務に関して優れた見識を有する学識経験者2人による監査)を実施 (H30.7～) 指摘事項については、随時改善
2. 航空機墜落事故を風化させることなく、今後も不断の改善・強化に取り組む、万全な安全対策及び厳格な管理運営を徹底	○	職員における意識啓発、事故を決して風化させないための取組(毎年度に事故当日黙とう、調布飛行場管理事務所受付カウンターに事故に関する掲示物を貼付)